

標準文書保存期間基準（保存期間表）（訟廷事務室）

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	訟務一般	訟務一般	10年
	(2) 制定又は改廃	規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料		民事	民事	
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し		調停	調停	
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引		行政事件	行政	
	(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、若しくは改廃された最高裁判所規則若しくは最高裁判所規程又はその解釈若しくは運用のための文書	最高裁判所規則、最高裁判所規程、逐条解説、ガイドライン、運用の手引		刑事	刑事	
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書	基本方針、基本計画	職員人事（事務）	家事	家事	3年
		イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	通達案		少年	少年	
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引		事件報告	事件報告	
					記録保存	記録保存	
					訟務関連文書	訟務関連文書	
統計	統計						
3 職員の人事に関する事項	勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する業務	勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する文書	職務専念義務免除請求書（撤回申出書）、休憩時間短縮申出書、休憩時間割当表、旧姓使用申出書、通知書	服務	服務	3年	
4 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	訟務一般	訟務一般	5年

(2) 民事に関する業務	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達
(3) 調停に関する業務	調停（家事調停を除く。）に関する連絡文書	一時的通達
(4) 行政事件に関する業務	行政事件に関する連絡文書	一時的通達
(5) 刑事に関する業務	刑事実体法及び刑事訴訟、刑事補償、恩赦、刑事施設その他の刑事並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判等に関する連絡文書	一時的通達
(6) 家事に関する業務	家事審判、家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達
(7) 少年に関する業務	少年審判その他の少年に関する連絡文書	一時的通達
(8) 弁護士及び弁護士会に関する業務	弁護士及び弁護士会に関する連絡文書	一時的通達
(9) 事件報告に関する業務	裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達、報告文書
(10) 官報掲載に関する業務	官報掲載に関する連絡文書	一時的通達
(11) 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達

民事	民事	5年
調停	調停	5年
行政事件	行政	5年
刑事	刑事	5年
家事	家事	5年
少年	少年	5年
	少年（補導委託関係）	
弁護士	弁護士	5年
事件報告	事件報告	5年
	事件報告（家事事件審判書等写し送付書）	5年
	事件報告（少年事件決定書等写し送付書）	5年
	事件報告（改正少年法等に係る諸制度の実施状況）	5年
	事件報告（長期未済）	5年
官報	官報	3年
記録保存	記録保存	5年

(12) 訟廷事務等に関する業務 ((1)から(11)までに該当するものを除く。)	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書
	イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時文書、国際司法共助（嘱託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書 国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分の申立書
	ウ 国を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に関する文書	訴訟係属通知、争訟事件の資料調査回答書、訴状の写し、期日呼出状の写し、答弁書の写し、準備書面の写し、各種申立書の写し、口頭弁論調書の写し、証人等調書の写し、書証の写し、判決通知、判決書の写し、和解調書の写し、上訴申立通知

連絡文書	連絡文書	5年
	連絡文書（事件記録の廃棄・検査等）	5年
	連絡文書（家裁調査官の調査件数等の報告）	5年
判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書	1年
争訟事件資料	争訟事件資料	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年

5	会計に関する事項	役員に関する業務	録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知	会計（事務）	役員（録音反訳）	役員（録音反訳）	5年
6	裁判統計に関する事項	(1) 裁判統計の運用に関する業務	裁判統計に関する連絡文書	一時的通達	統計（事務）	連絡文書	連絡文書	5年
		(2) 統計の作成に関する業務	裁判統計作成上の基礎となる文書	資料文書		資料	資料	3年
		(3) 裁判統計に関する業務（(1)及び(2)に該当するものを除く。）	裁判統計に関する業務についての一時的文書	一時的通達、統計システム関係事務連絡		統計、システム関係	統計、システム関係	5年
7	庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務	ア 公印の管理に関する連絡文書	一時的通達	庶務（事務）	連絡文書	公印（連絡文書）	5年
			イ 公印に関する届書及び報告書	届書、報告書		届書、報告書	公印	5年
			ウ 庶務帳簿	公印の管理に関する帳簿、契印機の保管責任者について定めた文書		庶務帳簿	公印管理簿	常用
				廃止した公印の管理に関する帳簿			契印機の保管責任者について定めた文書	
	(2) 文書の管理に関する業務	ア 文書の管理に関する連絡文書	一時的通達	文書（連絡文書）	文書（連絡文書）	5年		
		イ 文書の廃棄の意思決定が記載された文書	廃棄目録	文書（廃棄）	文書（廃棄）	5年		
		ウ 文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間基表）	文書（保存期間基準）	文書（保存期間基準）	5年		
		エ 庶務帳簿	事務記録帳簿保存簿、廃棄簿	庶務帳簿	事務記録保存簿（訟廷）、廃棄簿	30年		
	(3) 出張連絡に関する業務	出張に伴う連絡事項が記載された文書	連絡文書	出張連絡	出張連絡	1年		

(4) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア 情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書	一時的通達	情報（連絡文書）	情報（連絡文書）	5年
	イ 情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書	情報（届出等）	情報	1年